

同一労働・同一賃金の原則からすると、非正規就業者を安く使うことが不当であると同様に、年金受給者を安く使うことも不当である。年金給付に見合うように年金保険料を徴収しているとする、年金受給者に労働報酬があるからという理由で年金給付を削減することは、そもそも論理的に矛盾している。日本の公的年金制度は長期的な持続可能性が問題視されているが、それは制度改革が攻争の具となり、必要な改革がなおざりにされているためである。その分かりやすい1例として、老齢年金の支給開始年齢の問題がある。

日本人の65歳の平均余命は2014年簡易生命表によると男19.3年、女24.2年で、すでに世界一長く、2060年にはさらに男24年、女30年に延びると予測されている。一定の原資で老後の生活を支えるには、支給期間を短くして給付を厚くするか、長い支給期間を確保するために給付水準を抑えるか、のどちらかしかない。もちろん、両者の折衷案はあり得るが、いずれにしても打ち出の小槌はない。寿命の伸びに合わせて支給開始年齢を引き上げるのは、支給期間が長くなるのを避けて現在の給付水準を維持するという考え方である。

Pensions at a Glance 2015 (OECD, 2015) は日本について次のように指摘している：①日本で高齢者の貧困は十分解決されていない、②日本では年金給付の賃金代替率（給付額の平均賃金に対する割合）が低い、③日本では実際の引退年齢は支給開始年齢より3.4年遅いので、支給開始年齢を引き上げてその分年金給付の賃金代替率を引き上げることに支障はない。日本における公的年金給付のGDP比は1990年の4.8%から2010-15年には11.2%まで増加している。しかし、今日の日本の高齢者の相対的貧困率は総人口より3%ポイント高く（高齢者19.4%、総人口16.0%）、OECD諸国の高齢者の平均より7%ポイント高いので、年金制度による高齢者の貧困の解消は日本ではよく機能していないと報告書は述べている。

日本では、年金の給付水準は未だに標準的な世帯の平均的な給付額で議論されている。しかしPensions at a Glance 2015では、日本における年金給付の賃金代替率は低所得層（平均の50%）で49%、平均所得層（平均の100%）で35%と、OECD諸国の平均（それぞれ65%、53%）よりはるかに低いと強調している。その要因として、厚生年金の報酬比例部分の給付のaccrual rate（給付乗率：1年間の保険料拠出につき、対象となった再評価後賃金の何%が年金として支給開始年齢から死亡するまで給付されるかを示す）の低さを問題にしている。具体的には、アメリカの年金では保険料率12.4%に対して accrual rate は0.75%、ドイツは保険料率18.9%に対して accrual rate は0.97%であるが、日本の厚生年金は保険料率17.5%に対してaccrual rate は0.55%に過ぎず、著しく低いと指摘している。accrual rate は加入期間と年金給付の賃金代替率で計算される（保険料率は accrual rate の計算には使われない）が、保険料率が高ければ accrual rate は当然高くなる。

年金制度の中長期的持続可能性を高める方策として、既に先進諸国で採用されているのが支給開始年齢の引上げである。その結果、先進諸国では老齢年金の支給開始年齢は67・68歳が標準となっている（フランスは例外であるが、実際には支給開始年齢の引上げ策を模索している）。しかも、そのように法律を改正したのはアメリカでは1980年代、ドイツでは1990年代である。

日本では現在、厚生年金の支給開始年齢を65歳に引上げる途上で、さらなる引上げはほとんど議論されていない。その最大の障害は年金年齢までの雇用が確保されていないことである。従って、高齢化が最も深刻な日本において年金制度の持続可能性を高めるために

は、60歳代の雇用を確保することが先決という状況である。ただし、Pensions at a Glance 2015によると、日本の実効上の平均年金受給開始年齢は表の6か国の中で最も高く、老齢年金の平均受給期間は特に男性で短いので、この状態が続けば年金財政の観点からは支給開始年齢引き上げはあまり大きな影響はないかも知れない。しかしながら、一般に公的年金の支給開始年齢は寿命の伸びを十分に考慮しなければ制度の持続性を高められない。年金制度の中に長く働くインセンティブを付与し、平均余命の伸びが年金財政に影響を与えないようなしくみにすることが望まれる。

表 6か国の年金関連指標

	France	Germany	日 本	Sweden	UK	USA
年金給付/GDP (%) 2011						
公的	13.7	10.6	9.7	7.3	5.6	6.7
私的	0.4	0.8	3.3	2.6	4.6	4.5
計	14.1	11.4	13.0	9.9	10.2	11.2
公的年金給付/GDP (%)						
2010-15	14.9	10.0	11.2	8.9	7.7	4.9
2050	12.8	12.5	-	7.2	8.1	6.1
相対的貧困率(%) 2012						
総人口	8.1	8.4	16.0	9.0	10.5	17.6
65歳以上人口	3.8	9.4	19.4	9.3	13.4	21.5
年金給付の賃金代替率(%)						
平均賃金の 0.5	56.8	37.5	48.8	64.4	59.4	44.4
1.0	55.4	37.5	35.1	64.4	29.7	35.2
1.5	48.2	37.5	30.5	73.1	19.8	29.1
平均受給開始年齢 2014						
男	59.4	62.7	69.3	65.2	64.1	65.9
女	59.8	62.7	67.6	64.2	62.4	64.7
平均受給期間(年) 2014						
男	23.0	19.4	15.8	18.2	18.5	17.1
女	27.2	22.8	21.8	21.9	22.7	20.7

出典：OECD(2015). Pensions at a glance 2015.

基礎年金で所得再分配を行っている日本、賃金水準に応じて代替率を変えて所得再分配を行っているアメリカ、公的年金の役割を低所得者に集中させているイギリス、この3か国で高齢者の相対的貧困率が総人口より3%ポイント以上高く、高齢者の貧困問題の解決が求められている。その解決策としては貯蓄の奨励、高齢期の就業、最低保証年金の導入などがあげられる。

高齢者に就業機会があるという前提で、何歳から引退して年金生活に入るかは個々人で決めれば良く、年金制度は個人の選択に中立であることが望まれる。年金給付に見合うように年金保険料を徴収していれば、年金受給者に労働報酬があるからという理由で年金給付を削減する必要はない。制度設計上の課題としては、年金制度内でどのような所得再分配をどの程度行うべきかがなかなか難しい問題である。ドイツでは年金制度で所得再分配は行うべきではないと考えられ、被扶養配偶者に対する給付はない。一方、アメリカでは年金給付は低所得者に厚く計算され、被扶養配偶者には被保険者本人の年金額の50%が無条件で給付されるが、この制度に異を唱える人はいない。